## 議案第7号

木津川市子ども・子育て会議条例及び木津川市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい て

木津川市子ども・子育て会議条例(平成25年木津川市条例第34号)及び木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年木津川市条例第24号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

#### 提案理由

「民法等の一部を改正する法律(令和4年法律第102号)」の一部の規定の施行並びに「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)」の公布により「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」及び「学校教育法(昭和22年法律第26号)」の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市子ども・子育て会議条例及び木津川市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例(案)

(木津川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 木津川市子ども・子育て会議条例(平成25年木津川市条例第34号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前		
(設置)	(設置)		
第1条 子ども・子育て支援法(平成2	第1条 子ども・子育て支援法(平成2		
4年法律第65号。以下「法」という。)	4年法律第65号。以下「法」という。)		
<u>第72条第1項</u> に規定する合議制の機	<u>第77条第1項</u> に規定する合議制の機		
関として、木津川市子ども・子育て会	関として、木津川市子ども・子育て会		
議(以下「会議」という。)を設置す	議(以下「会議」という。)を設置す		
る。	る。		
(所掌事項)	(所掌事項)		
第2条 会議は、法 <u>第72条第1項各号</u>	第2条 会議は、法 <u>第77条第1項各号</u>		
に掲げる事項を処理するものとする。	に掲げる事項を処理するものとする。		

(木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年木津川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前

#### 第4条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる特定教育・保育施設の区分に応 じ、当該各号に定める小学校就学前子 どもの区分ごとの利用定員を定めるも のとする。ただし、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に あっては、満1歳に満たない小学校就 学前子ども及び満1歳以上の小学校就 学前子どもに区分して定めるものとす る。
  - (1) 認定こども園 法<u>第19条各</u> 号に掲げる小学校就学前子どもの 区分
  - (2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分
  - (3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に 掲げる小学校就学前子どもの区分 及び同条第3号に掲げる小学校就 学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止) 等)

#### 第6条 (略)

## 第4条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる特定教育・保育施設の区分に応 じ、当該各号に定める小学校就学前子 どもの区分ごとの利用定員を定めるも のとする。ただし、法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの 区分にあっては、満1歳に満たない小 学校就学前子ども及び満1歳以上の小 学校就学前子どもに区分して定めるも のとする。
  - (1) 認定こども園 法<u>第19条第</u> 1項各号に掲げる小学校就学前子 どもの区分
  - (2) 幼稚園 法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子ども の区分
  - (3) 保育所 法<u>第19条第1項第</u> 2号に掲げる小学校就学前子ども の区分及び同項第3号に掲げる小 学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止 等)

## 第6条 (略)

2 特定教育・保育施設 (認定こども園 2 特定教育・保育施設 (認定こども園 又は幼稚園に限る。以下この項におい
又は幼稚園に限る。以下この項におい て同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19条第1号に掲げる小学校就学前子 ども及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもの総数が、当該特定教育・ 保育施設の同号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数を 超える場合においては、抽選、申込み を受けた順序により決定する方法、当 該特定教育・保育施設の設置者の教 育・保育に関する理念、基本方針等に 基づく選考その他公正な方法により選 考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第</u> 19条第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子ども及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している同条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ど もの総数が、当該特定教育・保育施設 の同条第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員 の総数を超える場合においては、教育・ て同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子ども及び当該特定教育・保育施 設を現に利用している同号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数が、当該特定 教育・保育施設の同号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員の 総数を超える場合においては、抽選、 申込みを受けた順序により決定する方 法、当該特定教育・保育施設の設置者 の教育・保育に関する理念、基本方針 等に基づく選考その他公正な方法によ り選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第</u> 19条第1項第2号又は第3号に掲げ る小学校就学前子ども及び当該特定教 育・保育施設を現に利用している<u>同項</u> 第2号又は第3号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの総数が、当該特定教育・保 育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数を超える場合においては、 保育給付認定に基づき、保育の必要の 程度及び家族等の状況を勘案し、保育 を受ける必要性が高いと認められる教 育・保育給付認定子どもが優先的に利 用できるよう、選考するものとする。

## 4·5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

## 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。)は、法第19条第2号又は第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに係 る当該特定教育・保育施設の利用につ いて児童福祉法第24条第3項(同法 第73条第1項の規定により読み替え て適用する場合を含む。第40条第2 項及び第42条第4項第1号において 同じ。)の規定により市町村が行う調 整及び要請に対し、できる限り協力し なければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、

教育・保育給付認定に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認め られる教育・保育給付認定子どもが優 先的に利用できるよう、選考するもの とする。

## 4·5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

# 第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園 又は保育所に限る。以下この項におい て同じ。)は、法第19条第1項第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ど もに係る当該特定教育・保育施設の利 用について児童福祉法第24条第3項 (同法第73条第1項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。第40 条第2項及び第42条第4項第1号に おいて同じ。)の規定により市町村が 行う調整及び要請に対し、できる限り 協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、

必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定を子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2·3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支 払を受ける額のほか、特定教育・保育 において提供される便宜に要する費用 のうち、次に掲げる費用の額の支払を 教育・保育給付認定保護者から受ける ことができる。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ど ものうち、その教育・保育給付認 定保護者及び当該教育・保育給付 認定保護者と同一の世帯に属する 者に係る市町村民税所得割合算額 がそれぞれ(ア)又は(イ)に定め る金額未満であるものに対する副 食の提供
  - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも7万7,101円
  - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ど ものうち、負担額算定基準子ども

- ア 次の(ア) 又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ど ものうち、その教育・保育給付認 定保護者及び当該教育・保育給付 認定保護者と同一の世帯に属する 者に係る市町村民税所得割合算額 がそれぞれ(ア)又は(イ)に定め る金額未満であるものに対する副 食の提供
  - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7, 101円
  - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認 定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもを除く。イ(イ) において同じ。) 5万7,7 00円(令第4条第2項第6 号に規定する特定教育・保育 給付認定保護者にあっては、 7万7,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3歳以上教育・保育給付認定子ど ものうち、負担額算定基準子ども

又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課 程又は特別支援学校の小学部の第 1学年から第3学年までに在籍す る子どもをいう。以下イにおいて 同じ。)が同一の世帯に3人以上 いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ) に定める者に該当するものに対す る副食の提供(アに該当するもの を除く。)

- (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課 程又は特別支援学校の小学部の第 1学年から第3学年までに在籍す る子どもをいう。以下イにおいて 同じ。)が同一の世帯に3人以上 いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ) に定める者に該当するものに対す る副食の提供(アに該当するもの を除く。)

- (ア) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育認定子 ども 負担額算定基準子ども 又は小学校第3学年修了前子 ども(そのうち最年長者及び 2番目の年長者である者を除 く。)である者
- (イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認 定子ども 負担額算定基準子 ども(そのうち最年長者及び 2番目の年長者である者を除 く。)である者

ウ (略)

ウ (略)

- (4) (5) (略)
- 5 · 6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の | 第15条 特定教育・保育施設は、次の 各号に掲げる施設の区分に応じて、そ 応じて、特定教育・保育の提供を適切 に行わなければならない。
  - (1) · (2) (略)
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学 校教育法(昭和22年法律第26 号) 第25条第1項の規定に基づ き文部科学大臣が定める幼稚園の 教育課程その他の教育内容に関す る事項をいう。)
  - (4) (略)
- (略)

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に 第20条 特定教育・保育施設は、次に 掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(第23条において「運 営規程」という。) を定めておかなけれ ばならない。
  - $(1) \sim (3)$  (略)

- (4) (5) (略)
- 5 · 6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- 各号に掲げる施設の区分に応じて、そ れぞれ当該各号に定めるものに基づき、
  れぞれ当該各号に定めるものに基づき、 小学校就学前子どもの心身の状況等に | 小学校就学前子どもの心身の状況等に 応じて、特定教育・保育の提供を適切 に行わなければならない。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学 校教育法(昭和22年法律第26 号)第25条の規定に基づき文部 科学大臣が定める幼稚園の教育課 程その他の教育内容に関する事項 をいう。)
    - (4) (略)
  - (略)

(運営規程)

- 掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(第23条において「運 営規程」という。)を定めておかなけれ ばならない。
  - $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う 日(法<u>第19条第1号</u>に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利 用定員を定めている施設にあって は、学期を含む。以下この号にお いて同じ。)及び時間並びに特定 教育・保育の提供を行わない日

 $(5) \sim (11)$  (略)

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所 に限る。以下この条において同じ。)が 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもに対し特別利用保育を提供す (4) 特定教育・保育の提供を行う 日(法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもの区分に 係る利用定員を定めている施設に あっては、学期を含む。以下この 号において同じ。)及び時間並び に特定教育・保育の提供を行わな い日

 $(5) \sim (11)$  (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が 法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに対し特別利用保育を る場合には、法第34条第1項第3号 に規定する基準を遵守しなければなら ない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育

- 提供する場合には、法第34条第1項 第3号に規定する基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育

施設(認定こども園又は幼稚園に限る。 以下この項において同じ。)」とあるの は「特定教育・保育施設(特別利用保 育を提供している施設に限る。以下こ の項において同じ。)」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは 「同号又は同条第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども」と、第13条第2項中 「法第27条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第28条第2項第2号 の内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第4項第3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用保育を受ける者を除 く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用保育を 受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園 に限る。以下この条において同じ。)が 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認

施設(認定こども園又は幼稚園に限る。 以下この項において同じ。)」とあるの は「特定教育・保育施設(特別利用保 育を提供している施設に限る。以下こ の項において同じ。)」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは 「同号又は同項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども」と、第13条第2項中 「法第27条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第28条第2項第2号 の内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第4項第3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用保育を受ける者を除 く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用保育を 受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園 に限る。以下この条において同じ。)が 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学

- 給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1 項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げ

校就学前子ども」とあるのは「利用の 申込みに係る法第19条第2号に掲げ る小学校就学前子ども」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは 「同条第1号又は第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども」と、「同号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定 員」とあるのは「同条第1号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員」と、第13条第2項中「法第27 条第3項第1号に掲げる額」とあるの は「法第28条第2項第3号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項第3号イ(ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とある のは「教育・保育給付認定子ども(特別 利用教育を受ける者を含む。)」と、同 号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を除 く。) | とする。

## 第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域 型保育の種類及び当該特定地域型保育 の種類に係る特定地域型保育事業を行

る小学校就学前子ども」とあるのは「利 用の申込みに係る法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子ども」と、 「同号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「同項第1号又は第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」と、「同号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に 係る利用定員」とあるのは「同項第1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員」と、第13条第2項 中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第 3号の内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額」と、同条第4項 第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定 子ども」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども(特別利用教育を受ける者を 含む。)と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を 受ける者を除く。)」とする。

### 第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域 型保育の種類及び当該特定地域型保育 の種類に係る特定地域型保育事業を行

う事業所(以下「特定地域型保育事業 所」という。) ごとに、法第19条第3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る 利用定員(事業所内保育事業を行う事 業所にあっては、木津川市家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例第42条の規定により、そ の雇用する労働者の監護する小学校就 学前子どもを保育するため当該事業所 内保育事業を自ら施設を設置して行う 事業主に係る当該小学校就学前子ども (当該事業所内保育事業が、事業主団 体に係るものにあっては事業主団体の 構成員である事業主の雇用する労働者 の監護する小学校就学前子どもとし、 共済組合等(児童福祉法第6条の3第 12項第1号ハに規定する共済組合等 をいう。) に係るものにあっては共済 組合等の構成員(同号へに規定する共 済組合等の構成員をいう。) の監護す る小学校就学前子どもとする。)及び その他の小学校就学前子どもごとに定 める法第19条第3号に掲げる小学校 就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満1歳に満たない小学校就学前子 どもと満1歳以上の小学校就学前子ど もに区分して定めるものとする。

う事業所(以下「特定地域型保育事業 所」という。) ごとに、法第19条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子ども に係る利用定員(事業所内保育事業を 行う事業所にあっては、木津川市家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例第42条の規定によ り、その雇用する労働者の監護する小 学校就学前子どもを保育するため当該 事業所内保育事業を自ら施設を設置し て行う事業主に係る当該小学校就学前 子ども(当該事業所内保育事業が、事 業主団体に係るものにあっては事業主 団体の構成員である事業主の雇用する 労働者の監護する小学校就学前子ども とし、共済組合等(児童福祉法第6条 の3第12項第1号ハに規定する共済 組合等をいう。) に係るものにあって は共済組合等の構成員(同号ハに規定 する共済組合等の構成員をいう。) の 監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごと に定める法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定 員とする。) を、満1歳に満たない小学 校就学前子どもと満1歳以上の小学校 就学前子どもに区分して定めるものと する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止 等)

# 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 3 • 4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第</u> 19条第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子 どもに対し特別利用地域型保育を提供 する場合には、法第46条第1項に規 定する地域型保育事業の認可基準を遵 守しなければならない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止 等)

## 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

#### 3 • 4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第</u> 19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに対し特別利用地域型保育 を提供する場合には、法第46条第1 項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規 定により特別利用地域型保育を提供す る場合には、当該特別利用地域型保育 に係る法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども及び特定地域型保育事 業所を現に利用している満3歳未満保 育認定子ども(次条第1項の規定によ り特定利用地域型保育を提供する場合 にあっては、当該特定利用地域型保育 の対象となる法第19条第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもを含む。) の総 数が、第37条第2項の規定により定 められた利用定員の総数を超えないも のとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の 規定により特別利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特 別利用地域型保育を、地域型保育給付 費には特例地域型保育給付費(法第3 0条第1項の特例地域型保育給付費を いう。次条第3項において同じ。)を、 それぞれ含むものとして、前節(第40 条第2項を除き、前条において準用す る第8条から第14条まで(第10条 及び第13条を除く。)、第17条から 第19条まで及び第23条から第33
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規 定により特別利用地域型保育を提供す る場合には、当該特別利用地域型保育 に係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども及び特定地域 型保育事業所を現に利用している満3 歳未満保育認定子ども(次条第1項の 規定により特定利用地域型保育を提供 する場合にあっては、当該特定利用地 域型保育の対象となる法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)の総数が、第37条第2項の 規定により定められた利用定員の総数 を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の 規定により特別利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特 別利用地域型保育を、地域型保育給付 費には特例地域型保育給付費(法第3 0条第1項の特例地域型保育給付費を いう。次条第3項において同じ。)を、 それぞれ含むものとして、前節(第40 条第2項を除き、前条において準用す る第8条から第14条まで(第10条 及び第13条を除く。)、第17条から 第19条まで及び第23条から第33

条までを含む。次条第3項において同 じ。) の規定を適用する。この場合にお いて、第39条第2項中「利用の申込 みに係る法第19条第3号に掲げる小 学校就学前子ども」とあるのは「利用 の申込みに係る法第19条第1号に掲 げる小学校就学前子ども」と、「満3歳 未満保育認定子ども(特定満3歳以上 保育認定子どもを除く。以下この章に おいて同じ。)」とあるのは「同号又は 同条第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ど も (第52条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあっ ては、当該特定利用地域型保育の対象 となる法第19条第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもを含む。)」と、「同号 に掲げる小学校就学前子ども」とある のは「同条第3号に掲げる小学校就学 前子ども」と、「教育・保育給付認定に 基づき、保育の必要の程度及び家族等 の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる満3歳未満保育認 定子どもが優先的に利用できるよう、」 とあるのは「抽選、申込みを受けた順 序により決定する方法、当該特定地域 型保育事業者の保育に関する理念、基

条までを含む。次条第3項において同 じ。) の規定を適用する。この場合にお いて、第39条第2項中「利用の申込 みに係る法第1<u>9条第1項第3号</u>に掲 げる小学校就学前子ども」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子ども」 と、「満3歳未満保育認定子ども(特定 満3歳以上保育認定子どもを除く。以 下この章において同じ。)」とあるのは 「同号又は同項第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子ども (第52条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する 場合にあっては、当該特定利用地域型 保育の対象となる法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもを含 む。) と、「同号に掲げる小学校就学前 子ども」とあるのは「同項第3号に掲 げる小学校就学前子ども」と、「教育・ 保育給付認定に基づき、保育の必要の 程度及び家族等の状況を勘案し、保育 を受ける必要性が高いと認められる満 3歳未満保育認定子どもが優先的に利 用できるよう、」とあるのは「抽選、申 込みを受けた順序により決定する方法、 当該特定地域型保育事業者の保育に関

本方針等に基づく選考その他公正な方 法により」と、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは 「教育・保育給付認定保護者(特別利 用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに 係る教育・保育給付認定保護者を除 く。)」と、同条第2項中「法第29条 第3項第1号に掲げる額」とあるのは 「法第30条第2項第2号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用 の額」と、同条第3項中「前2項」とあ るのは「前項」と、同条第4項中「前3 項」とあるのは「前2項」と、「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食 事の提供(第13条第4項第3号ア又 はイに掲げるものを除く。) に要する費 用」と、同条第5項中「前各項」とある のは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第</u> 19条第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子 どもに対し特定利用地域型保育を提供 する場合には、法第46条第1項に規 する理念、基本方針等に基づく選考そ の他公正な方法により」と、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」 とあるのは「教育・保育給付認定保護 者(特別利用地域型保育の対象となる 法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給付 認定保護者を除く。)」と、同条第2項 中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第 2号の内閣総理大臣が定める基準によ り算定した費用の額」と、同条第3項 中「前2項」」とあるのは「前項」と、 同条第4項中「前3項」とあるのは「前 2項」と、「掲げる費用」とあるのは 「掲げる費用及び食事の提供(第13 条第4項第3号ア又はイに掲げるもの を除く。) に要する費用」と、同条第5 項中「前各項」とあるのは「前3項」と する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第</u> 19条第1項第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもに対し特定利用地域型保育 を提供する場合には、法第46条第1

- 定する地域型保育事業の認可基準を遵 守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規 定により特定利用地域型保育を提供す る場合には、当該特定利用地域型保育 に係る法第19条第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども及び特定地域型保育事 業所を現に利用している同条第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども(前条第1 項の規定により特別利用地域型保育を 提供する場合にあっては、当該特別利 用地域型保育の対象となる法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもを 含む。) の総数が、第37条第2項の規 定により定められた利用定員の総数を 超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の 規定により特定利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特 定利用地域型保育を、地域型保育給付 費には特例地域型保育給付費を、それ ぞれ含むものとして、前節の規定を適 用する。この場合において、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」 とあるのは「教育・保育給付認定保護者」

- 項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規 定により特定利用地域型保育を提供す る場合には、当該特定利用地域型保育 に係る法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども及び特定地域 型保育事業所を現に利用している同項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども(前 条第1項の規定により特別利用地域型 保育を提供する場合にあっては、当該 特別利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもを含む。)の総数が、第37 条第2項の規定により定められた利用 定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の 規定により特定利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特 定利用地域型保育を、地域型保育給付 費には特例地域型保育給付費を、それ ぞれ含むものとして、前節の規定を適 用する。この場合において、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」 とあるのは「教育・保育給付認定保護

者(特定利用地域型保育の対象となる 法第19条第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども (特定満3歳以上保育認定子 どもに限る。) に係る教育・保育給付 認定保護者に限る。)」と、「法第29 条第3項第2号に掲げる額」とあるの は「法第30条第2項第3号の市町村 が定める額」と、同条第2項中「法第 29条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第30条第2項第3号の内 閣総理が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる費 用」とあるのは「掲げる費用及び食事 の提供(特定利用地域型保育の対象と なる特定満3歳以上保育認定子どもに 対するもの及び満3歳以上保育認定子 ども(令第4条第1項第2号に規定す る満3歳以上保育認定子どもをいう。) に係る第13条第4項第3号ア又はイ に掲げるものを除く。) に要する費用」 とする。

者(特定利用地域型保育の対象となる 法第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども (特定満3歳以上保育 認定子どもに限る。) に係る教育・保 育給付認定保護者に限る。)」と、「法 第29条第3項第2号に掲げる額」と あるのは「法第30条第2項第3号の 市町村が定める額」と、同条第2項中 「法第29条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第30条第2項第3号 の内閣総理が定める基準により算定し た費用の額」と、同条第4項中「掲げ る費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(特定利用地域型保育の対 象となる特定満3歳以上保育認定子ど もに対するもの及び満3歳以上保育認 定子ども(令第4条第1項第2号に規 定する満3歳以上保育認定子どもをい う。) に係る第13条第4項第3号ア 又はイに掲げるものを除く。)に要す る費用」とする。

## 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正は、公布の 日から施行する。